

争いにしないための

家族で考える相続セミナー

相続・贈与相談センター 赤坂支部
アイリス税理士法人

相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所を目指しております。

**各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。**

書籍出版のご案内について

2021年9月に当事務所の代表税理士・城行永が共著した書籍が出版されました。相続の基礎知識や手続き、税金対策や新しく改正施行された法律などをご紹介します。ご興味お持ちでしたらお送りいたしますので、ぜひ、ご連絡いただくと幸いです。



令和最新版 プロが教える！

相続手続きと 生前対策ハンドブック

4つのポイントでやさしく解説しています！

- 相続の基本を知ろう
- 相続トラブル事例
- 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き
- 失敗しない生前対策

- 【 第 1 章 】 相続の基本
- 【 第 2 章 】 相続は家族みんなで考えよう！
- 【 第 3 章 】 相続のトラブルになりやすい事例
- 【 第 4 章 】 相続を円満に行うために

【第1章】

相続の基本

ずばり「相続」とは？

相続とは、ある人が亡くなったときに、その人（故人）の財産を、特定の人が引き継ぐことです。そして、死亡した人を被相続人といい、財産を引き継ぐ権利がある人を相続人といいます。また、「特定の人」が引き継ぐとは、一定の親族関係にある者が財産上の権利・義務を引き継ぐことを意味します。

被相続人



渡す方、死亡された方

財産の引継ぎ

相続

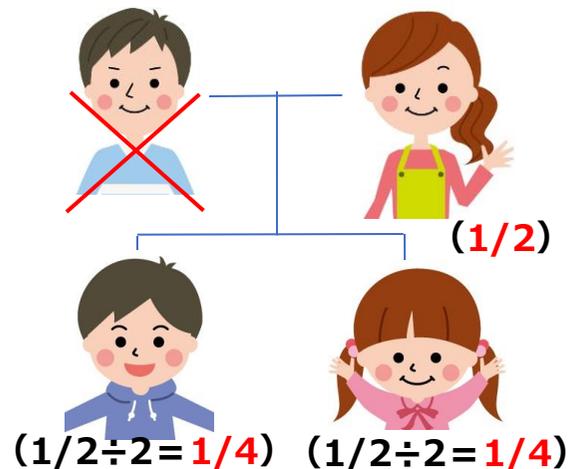
相続人



受け取る方、配偶者や
子供などの親族

「誰が？」「どのくらい？」相続できるの？

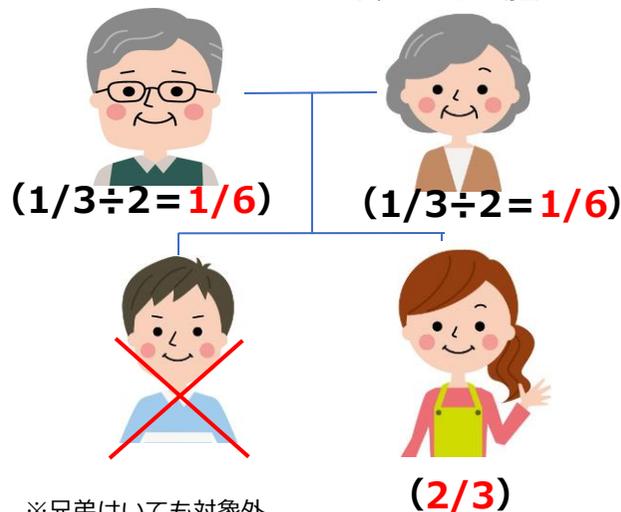
①妻と子2人の場合



※親・兄弟はいても対象外。

②妻と親の場合

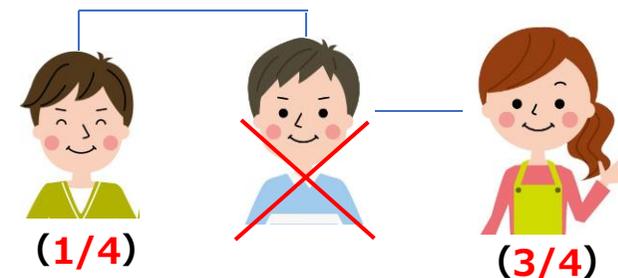
※子供がいない場合。



※兄弟はいても対象外。

③妻と兄弟姉妹の場合

※子供・親がいない場合。



『夫』の財産が**6,000万円**だとすると……

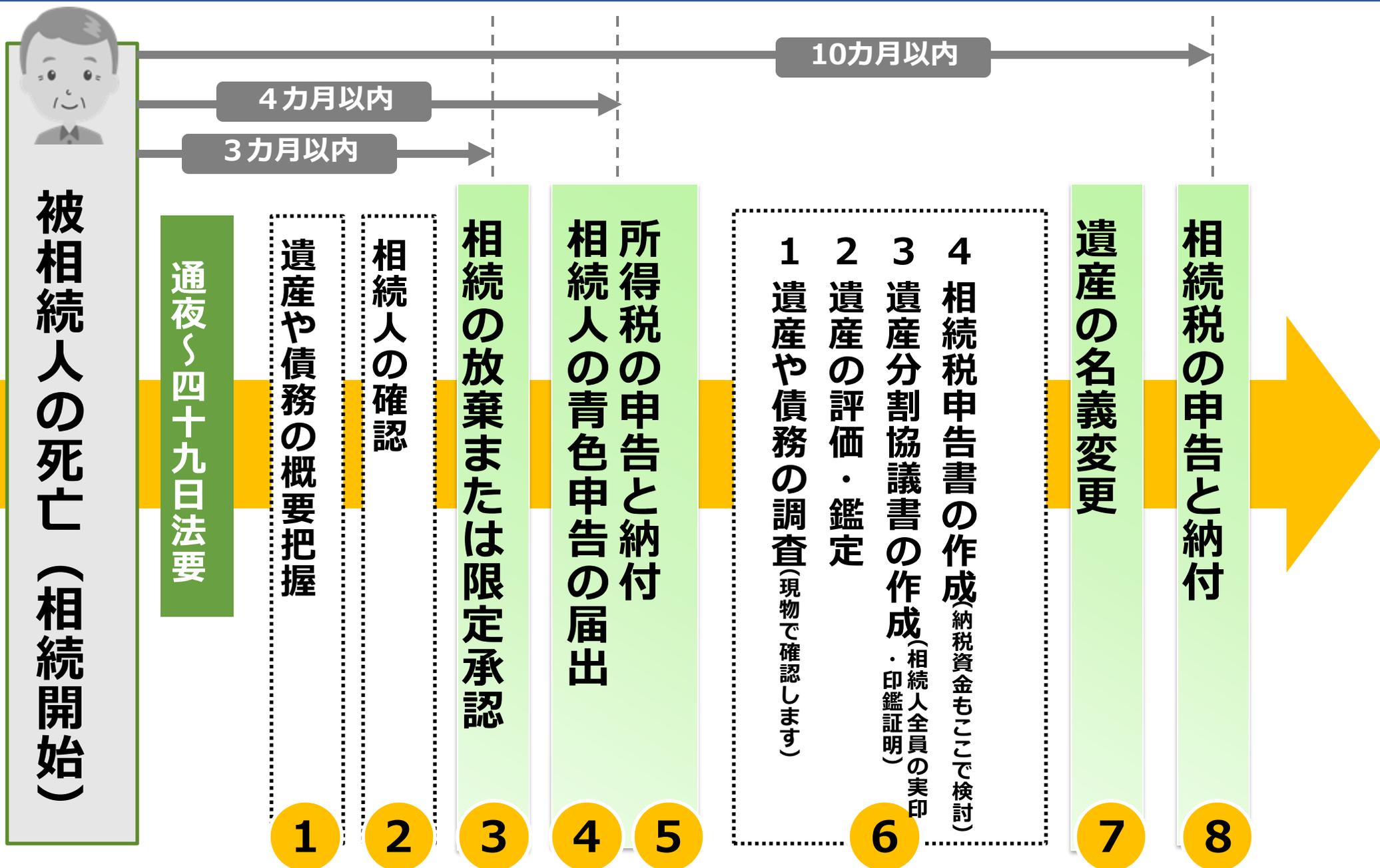
妻：6,000万円×1/2=3,000万円
子：6,000万円×1/4=1,500万円

妻：6,000万円×2/3=4,000万円
親：6,000万円×1/6=1,000万円

妻：6,000万円×3/4=4,500万円
兄：6,000万円×1/4=1,500万円

妻は必ず相続。それ以外は子供→親→兄弟の順で相続。

相続開始から相続税申告までの手続き（申告期限は10カ月）



相続税がかかる財産、かからない財産

相続税で課税される財産は以下のように分類されます。

課税される財産

- ① 本来の相続財産
- ② みなし相続財産
- ③ 相続開始前3年以内の贈与財産

課税されない財産

非課税財産

財産の価額から控除するもの

債務・葬式費用

知らないと損をする制度がある！

- ・ 贈与税の特例
- ・ 小規模宅地等の特例
- ・ 夫婦間の居住用不動産の贈与
- ・ 配偶者居住権
- ・ 特別寄与料
- ・ 遺言の法務局預かり制度

どの制度を利用するかは専門家と相談しましょう！



【第2章】

相続は家族みんなで考えよう！

なぜ相続は家族みんなで考えなければならないのか

相続＝被相続人の死でスタート



- 税金を払うのも、
 - 相続手続きをするもの、
 - 遺産の分割を最終決定するのも、
 - 遺産を財産として運用していくのも、
 - 相続人同士で訴訟するのも、
- 全て【相続人】が行うことです。



なぜ相続は家族みんなで考えなければならないのか？

被相続人

意外と楽天的

まだ死ぬ予定
無いし！



死んでも嫁や子供が
何とかするだろう

相続人

心配事多し

家族で揉めて
しまうかも…

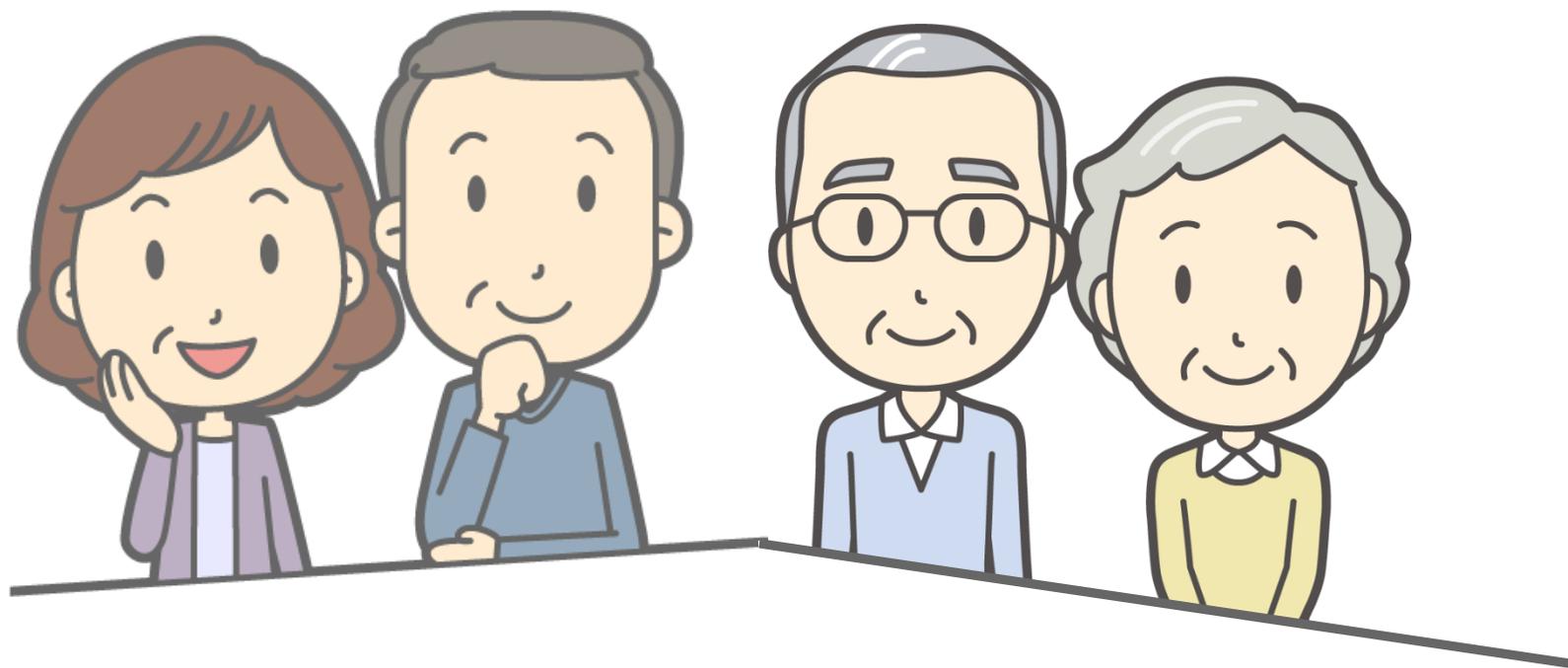


どうやって生活して
いけばいいの？

「相続対策」「生前対策」というのは、実際は相続人のための言葉です。
【被相続人】も【奥様】も【子ども】も相続の上では全員「主役」です。

なぜ相続は家族みんなで考えなければならないのか？

是非、このセミナーで得た情報をもとに家族会議を開き、円満な相続になるよう努めて貰えれば幸いです。



まずはチェックしてみましょう

- 過去に、被相続人から相続人の誰かに、現金など財産を渡している
- 財産を渡したことを、第三者に証明できる書類が無い
- 被相続人が自社株を所有しており、その株全てを相続人の誰かに渡す予定
- 財産の殆どが不動産だ
- 被相続人と相続人で金銭の貸し借りがある
- 被相続人や他の相続人に、相続に対する考えを聞いた事が無い
- 被相続人の年齢が60歳を超えている
- 遺言書を作成していない
- 電子化された財産がある
- 財産内容全てを、把握していない
- 被相続人名義の不動産で賃貸しているものがある
- 相続人以外に財産を渡す可能性のある人物がいる(愛人、世話人など)
- 被相続人に債務(借入れ)がある

チェック
の結果は
このあと!

チェックの結果

一つでもチェックが入れば、「相続トラブルの可能性」があります

相続に関する家庭裁判所への相談は
年間約15万件～17万件

そのうち、**約1.5万件が訴訟**となっています



相続は家族内なのになぜトラブルが起こるのか？

相続は、「相続税法」と「民法」の2点から考えないといけない

相続税を節税する ≠ 相続人が満足する遺産分割

相続税評価額 ≠ 一般流通価格

私が一番
被相続人の面倒を見た

次女は20年前に
被相続人から財産を
もらっている

この財産は
自分が運用するのだから
全て自分がもらうべきだ

【 第3章 】

相続トラブルになりやすい事例

相続トラブルを防ぐために避けた方がよいこと①

ご主人（奥様）が老人ホームや病院に入った時の費用や日常生活上必要な費用以外のお金を、ご主人（奥様）以外の方がご主人（奥様）の通帳からおろすこと



デメリット

- 不法行為、贈与などに見なされる

対策方法

- お金の流れがわかるようにしておく
- 民事信託、成年後見などを利用する

相続トラブルを防ぐために避けた方がよいこと②

ご主人が隠し財産（見つけづらい財産）を作ってしまうこと

- 名義預金 ● 名義株 ● ネットバンク
- データ化された債権 など注意！



デメリット

- ・ 未申告と扱われ重加算税をかけられることも

対策方法

- ・ セレモニーノートに財産の所在を記入してもらう
- ・ 業者からハガキが送られてきていたり、カレンダーなどをもらっていたら、取引がある可能性有

相続トラブルを防ぐために避けた方が良いこと③

- 自分で判断してしまうこと
- 間違った申告書を提出



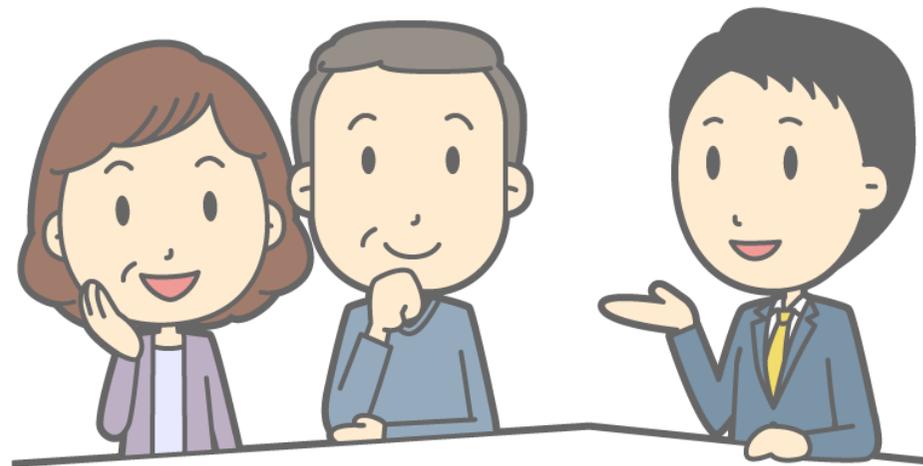
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ 税務署の想定より税金が安い → 税務調査・ 税務署の想定より税金が高い → 無駄な納税
対策方法	<ul style="list-style-type: none">・ 専門家に事前に相談する

【第4章】

相続を円満に行うために

相続を円満に行うために、事前に行っておくべきこと

- ① 財産の確定
- ② 相続人が誰になるかを確定
- ③ 相続税の試算をしておく
- ④ 被相続人、相続人の考えを聞いておく
- ⑤ 上記を踏まえ、課題の解決、プランを作る
- ⑥ 納税資金を作る
- ⑦ 生前対策の実行



⑦生前対策の実行

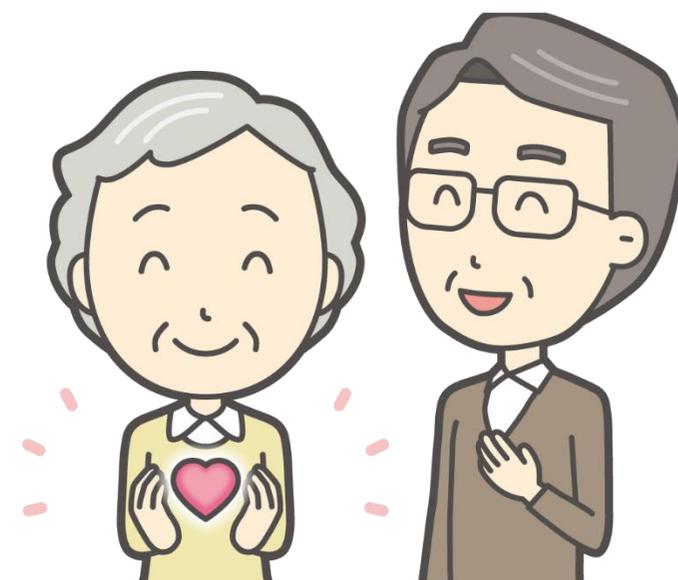
すぐにできて、生前対策で有効なこと

遺言書作成

生前贈与

生命保険

固定資産の見直し
(不動産、自社株など)



すぐにできて生前対策で有効なこと（遺言書作成）

相続人による争いを防止する遺言書

財産の大小に関わらず、**相続人による争い（争族）を防止する**ために、財産の分け方や被相続人の意思を反映させる意味で遺言書は有効的です。相続税が課税されないからといって遺言書が必要なくなるというわけではありません。また、遺言書を書くということは、亡くなった方の意思を相続人に伝えるためにも有効といえます。

遺言がある場合・ない場合

遺言書がある場合には、遺言書の内容が優先され、内容に基づいて遺産が分割されます。ない場合には、相続人間で話し合いをして「誰がどの財産をもらうか」を決めることとなります。これを遺産分割協議といいます。なお、遺言書がある場合でも、相続人全員が同意すれば、遺言書がない場合と同じように遺産分割協議を行うことができます。

遺言がある場合

⇒遺言書の内容に基づいて遺産を分割

遺言がない場合

⇒相続人間で遺産分割協議を行い、遺産を分割

■ すぐにできて生前対策で有効なこと（生前贈与）

生前贈与の最も大きな目的といえるのは、将来の相続税対策です。相続が発生すると亡くなった人の持っていた財産の額に応じて相続税が課税されます。予め配偶者や子、孫などに財産を贈与しておくことにより、相続が発生したときの財産を減らしておき相続税を安くすることができます。

生前贈与のメリット

- ① 予め相続財産を減らせる相続税対策
- ② 相続時のトラブル防止遺産分割に自分の意思を反映
- ③ 不動産・株式等の評価額対策不動産、株式等の価値上昇

贈与には、年間110万円の控除が認められる「暦年贈与」や、2,500万円まで非課税の「相続時精算課税制度」、条件が揃えば一定額まで非課税の「特例」など様々な方法があります。このあと一部をご紹介します。

使いやすい節税対策①「贈与」の活用

相続税は、「超過累進税率」といって、亡くなった人の財産の評価額が高ければ高いほど税率が高くなる仕組みとなっています。贈与税も同様に、贈与した財産の評価額が高ければ高いほど税率が高くなる仕組みとなっています。この仕組みをうまく利用すると、相続税の節税を図ることができます。具体的に、数字を入れて比較してみます。贈与税の基礎控除は年間110万円までです。

例) 税制改正後（平成27年以後）、相続人2名、資産1億5000万円の場合

パターン1 生前贈与なし

税目	財産額	基礎控除	課税対象額	税率	控除	税額
相続税	1億5000万円	4200万円	1億800万円	40%	1700万円	2620万円

パターン2 事前に相続人にそれぞれ500万円ずつ贈与した場合

税目	財産額	基礎控除	課税対象額	税率	控除	税額
贈与税	500万円	110万円	390万円	20%	25万円	53万円
贈与税	500万円	110万円	390万円	20%	25万円	53万円
相続税	1億4000万円	4200万円	9800万円	30%	700万円	2240万円
			合計			2346万円

合計：274万円の差

すぐにできて生前対策で有効なこと（生命保険）

契約者・被保険者が被相続人で、受取人が相続人の場合、受け取った生命保険金は、民法上「受取人の固有財産」となりますが、相続税法上、「みなし相続財産」として、相続税の課税対象となります（相続税法第3条1-1）。しかし、『500万円×法定相続人の数＝非課税限度額』までは「非課税財産」として、相続税は課税されません。また生命保険金により、多額の納税資金の準備や、親族間の争い防止対策にもなります。

遺産分割対策

死亡保険金の
受取人指定により
親族間の争いを防止
(遺留分対策も考慮)

納税資金対策

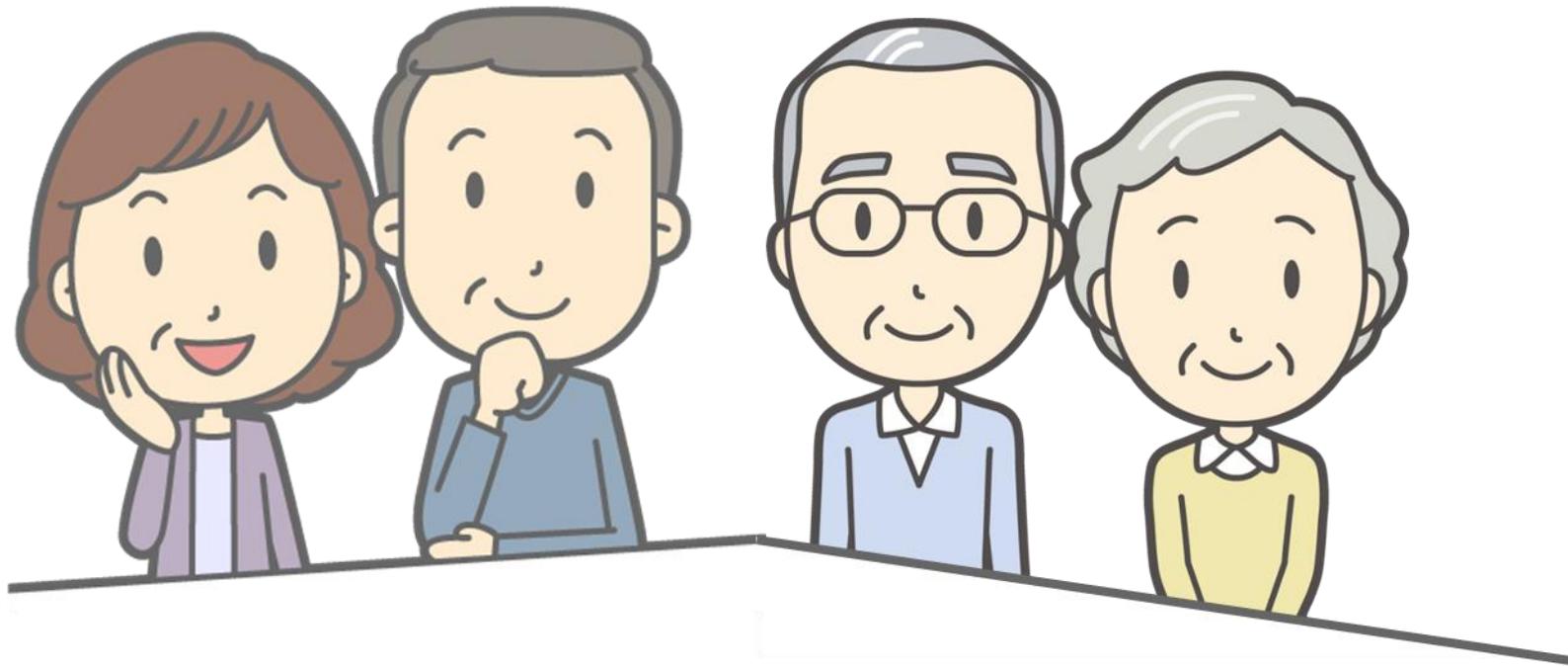
生命保険金により
多額の納税資金を準備

財産評価の 引き下げ対策

生命保険の非課税枠
(法定相続人の数×500万円)
の活用により
相続財産を圧縮し
相続税の減税

相続後のご自身の生活も大事にしてください

配偶者やご子息様、相続人全員が安心して暮らせる計画をたてるのが、「相続」です。税金や今後の生活、そして法律に十分配慮し計画をたてましょう。



相続は専門家に相談しましょう

本日までご紹介した例はあくまでも一例です。
相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすい
ので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談
をしましょう。



税理士は、相続の問題を親身に解決する
身近な相談役です

「まずは相談を！」

お問い合わせ先

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所

 **03-5436-3737**

福岡事務所

 **092-733-1840**

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人

お気軽にご相談ください。